

制限付一般競争入札（事前審査型）（電子入札）公告共通事項

1. 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

2. 入札参加資格

本工事の入札に参加することのできる資格を有する者は、丹波篠山市の発注する工事契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者で、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者の入札参加資格確認を受けたものとする。

（1） 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく丹波篠山市の入札参加者資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による、入札公告に示す工種の一般又は特定建設業の許可を有すること。

ウ 建設業法の規定による、入札公告に示す工種の経営事項審査結果通知書の有効期限が、契約締結予定日までであることが入札参加申込期限日（確認基準日）又は入札書の提出期限日までに確認できること。

エ 建設業法の規定による、入札公告に示す工種の経営事項審査結果の総合評定値(P)が、入札公告に示す点数であること。

なお、ISO（9000 及び 14000 シリーズ）の両方若しくはどちらかを取得している場合は総合評定値(P)に 8 点を加算するものとする。また、障害者雇用義務達成事務所及び障がい者の雇用義務がない事務所で障がい者を雇用している事務所についても、総合評定値(P)に 8 点を加算するものとする。

オ 会社の役員が本工事の制限付一般競争入札参加申込書を提出し受理された別の会社の役員を兼ねていないこと。

カ 丹波篠山市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日（確認基準日）及び入札当日に受けていないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、開始決定後、国の認定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。）でないこと。

ケ 応募方法が単独企業と特別共同企業体の混合入札による時、単独企業として入札参加申込をする者は同一入札に参加しようとする特別共同企業体の構成員でないこと。

コ 電子署名及び認証業務に係る法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行し、かつ丹波篠山市の入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受注者の名義で取得した IC カードを、丹波篠山市の電子入札システムに登録していること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 本工事の施工にあたり、建設業法第 26 条の規定による主任技術者又は監理技術者(建設業法第 27 条 18 の規定による管理技術者証の交付を受けている者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者)を、当該工事に適正に配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込期限日以前に 3 箇月以上の雇用関係を有すること。)及び入札参加者資格審査に提出した技術者であること。

イ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札参加してはならず、申請書を提出した者は直ちに当該申請書の取り下げ又は入札を辞退すること。

ウ 落札者は、契約期間中で提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。なお、配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、認めない。

3. 入札参加の申込み

入札参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、電子入札システムを使用して次に掲げる入札参加申込書等を送信すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第 2 号)

イ 同種又は類似の工事の施工実績(様式第 3 号)

入札公告における入札参加資格要件として、同種又は類似の工事の施工実績を求めている場合には、入札参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を、様式第 3 号に記載すること。

なお、件数は 3 工事以内とし、工事が完成しているもの(原則として国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社、公団、事業団等)が発注したものに限り様式第 3 号に記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。(特別共同企業体としての実績は、出資比率の確認できる書類についても提出のこと)

ウ 配置予定技術者の資格及び工事経験調書(様式第 4 号)

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載すること。

なお、記載件数は技術者 3 名以内とし、資格証明書等の写し及び雇用関係を確認できるものを添付すること。

エ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託関係調書(様式第 5 号)

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可等を記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 一般・特定建設業の許可書の写し(契約予定日において法定有効期間のもの)

(イ) 経営事項審査結果の通知書の写し(契約予定日において法定有効期間のもの)

(ウ) 設計業務受託者関係(本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し)

オ 添付ファイルとして送信出来ない場合は、書面で郵送又は持参により提出すること。

- (3) 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、丹波篠山市指名停止基準により指名停止となり、その者が行った入札は無効となる。
- (5) 提出された資料等は、市において無断で使用することはできないものとする。
- (6) 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面（様式は任意）を持参し説明を求めることができる。
- (7) 丹波篠山市入札参加者審査会は、入札参加者の異議申し立て及び契約担当者の疑義について審査する。
- (8) 丹波篠山市入札参加者審査会の審査は、最終決定機関であり再審議は行わない。

4. 仕様書、設計書及び図書の閲覧及び交付

仕様書、設計書及び図書の交付については、下記システムにて行う。

兵庫県電子入札共同運営システム (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/sasayama/index.rbz>)

5. 設計図書に関する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、入札公告に示す期日までにFAX又は持参（丹波篠山市の休日を定める条例に定める市の休日を除く）により提出すること。（様式は任意、上記期日以降は受け付けません。）

回答は、下記システムにて行う。

兵庫県電子入札共同運営システム (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/sasayama/index.rbz>)

6. 入札の執行方法

- (1) 不正、その他の理由により競争性の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。また、天災地変等でやむを得ない理由が生じたときは、入札執行を中止することがある。
- (2) 入札参加申込をしても入札を希望しない場合には、入札辞退届を送信して入札を辞退することができる。なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。辞退に伴う罰則を課すことはない。

7. 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよい。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を市に寄託したとき、又は入札保証金に代わる担保を提供したとき。
- (2) 市長が特に納めさせる必要がないと認めるとき。

8. 入札手続等

- (1) 入札に関する条件

- ア 入札を行う場合は次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも市民の信頼を失う事のないように努めること。
- イ 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。
- ウ 入札保証金を納付すべき場合において、所定額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。
- エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- オ 入札に使用したＩＣカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、入札参加申込に使用した名義人のものであること。
- カ 入札金額及び電子くじに係るくじ番号の表示は、アラビア数字を用いること。
- キ 工事費積算内訳書（必要な項目すべてについて入力されていること。）に係るファイルを、入札書の「内訳書」欄に添付して送信し、その情報が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
なお、入札金額は積算内訳書の積算金額と同額もしくは以下とすること。
- ク 入札の執行回数は２回を限度とし、初度の入札において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。
- ケ 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。
- コ 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- サ 開札手続きを始めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続きの進行状況を確認すること。
- シ 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え又は撤回することはできない。

（２） 無効とする入札

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- イ ＩＣカードを不正に使用した入札
- ウ 入札参加申込書に虚偽の記載をした者のした入札

９．落札者の決定方法

- （１） 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- （２） 落札候補となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- （３） 不信な札、談合が有ったのではないかと思わせる札があった場合、落札者の決定を保留し、入

札参加者審査会の判断によるものとする。

10. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2) 予定価格が1億5千万円以上となる工事請負契約の締結に当たっては、市議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、市が作成した契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。

11. 契約保証金に関する事項

契約金額が100万円以上の場合は、落札者は契約締結までに契約金額の100分10以上の契約保証金を契約までに納付すること。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出した時又は保険会社との間に保険契約を締結し、その証書を提出したときは契約保証金を納付する必要はない。
- (2) 契約保証金の納付は、当該契約保証金と同額の価値のある国債等、丹波篠山市が認めたものをもってこれにかえることができる。

12. 支払い条件に関する事項

(1) 前払金

- 1 前払い金支払対象は、契約金額が1件500万円以上の工事とする。
- 2 前払い金の支払金額は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、登録を受けた保証事業会社と保証契約をした者について、契約金額の100分の40以内とする。ただし、限度額は2億円とする。

(2) 中間前金払と部分払の選択

選択の時期は、請負者が中間前金払と部分払のいずれかを工期中最初に請求したときとし、その後の変更はできない。中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(3) 中間前金払

- 1 中間前金払支払対象は、契約金額が1件500万円以上の工事とする。
- 2 部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる契約につ

いては、各年度の出来高予定額に対して中間前金払を行う。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③ 工事の進捗額が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払

部分払いの回数は、工期に応じ、下記の回数以内の部分払を請求することができる。なお、契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

- ① 50日以上 90日未満 1回
- ② 90日以上180日未満 2回
- ③ 180日以上270日未満 3回
- ④ 270日以上 120日を増すごとに前項の回数に1を加える。

1.3. 丹波篠山市公契約条例に関する事項

入札公告等において、丹波篠山市公契約条例に基づく労働関係法令順守状況報告書(様式第1号)の提出を求められた場合、受注者は、契約締結の日から2ヵ月経過する日までにこれを提出すること。また、当該契約について下請負契約を締結する場合は、下請負者に対して労働関係法令順守状況報告書(様式第1号)を、下請負契約締結の日から1ヵ月を経過する日までに提出するよう求めること。

丹波篠山市公契約条例について

<https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/kanzaikieiyakuka/jigyoshanohohe/3/1975.html>

1.4. その他

- (1) 契約を締結した者が、この入札に関わる工事を施工しようとするときは、必要な建設業退職金共済組合証紙を購入した発注者用掛金収納書を、契約締結後1ヶ月以内に提出すること。尚、契約を締結した者が建設業退職金共済組合に未加入のときは、同組合に加入の上、上記の手続きをすること。
- (2) 落札業者からの同一入札参加者に対して当該入札に係る業務を委託する等の行為は、極力、避けてください。
- (3) 受注時または変更契約時において工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事について、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ工事実績情報サービス(コリンズ)に登録するものとする。
- (4) 入札参加者数及び参加者名は、入札執行後まで公表を行わない。
- (5) その他、定めのないものは丹波篠山市制限付一般競争入札実施要領による。